

様式第10号（第5条関係）



朝霞市議會議長 様

議員名 内山 浩

政務活動費收支報告書（議員用）

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和2年度（令和2年4月分～令和3年3月分）政務活動費收支報告書を提出します。

記

1 収入

（単位：円）

科 目	金 領	備 考
政務活動費	240000-	(④ 20000 × 12ヶ月)
利子等		
合 計	240000-	

2 支出

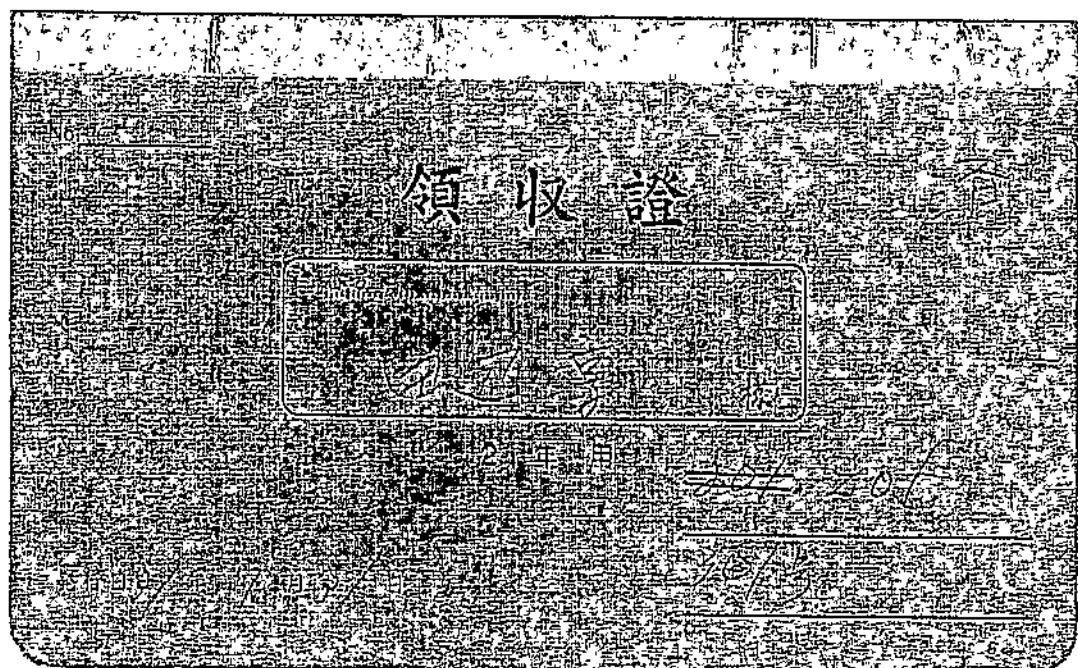
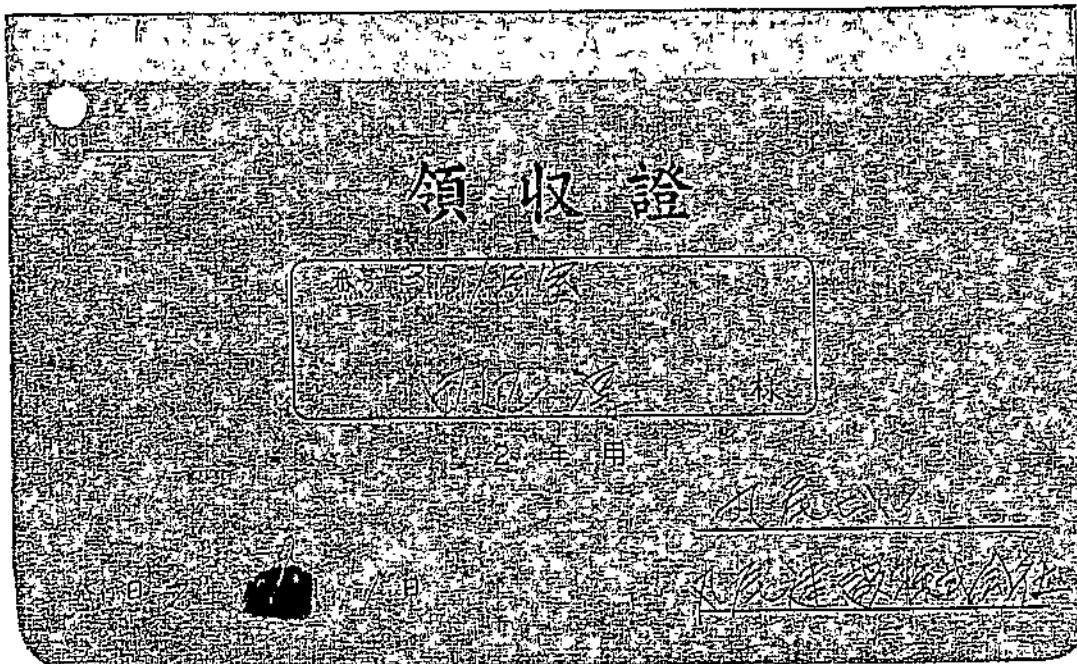
（単位：円）

科 目	金 領	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	240000-	西行駆1-7-17-301号
合 計	240000-	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円



ニ年 五月分	ニ年 4月17日 受取りました	20/5 領 収 印 30/6 鑑	108,000 86,000
ニ年 六月分	ニ年 5月30日 受取りました	20/6 領 収 印 30/6 鑑	108,000 86,000
ニ年 七月分	ニ年 6月29日 受取りました	20/7 領 収 印 30/7 鑑	108,000 86,000

ニ年 八月分	ニ年 7月30日 受取りました	20/8 領 収 印 30/8 鑑	108,000 86,000
ニ年 九月分	ニ年 8月31日 受取りました	20/9 領 収 印 30/9 鑑	108,000 86,000
年 月分	他 貸帳へ更正 年 月 日 受取りました	20/10 領 収 印 30/10 鑑	更正

契 約 条 件

領
收
印
鑑

收
入
印
紙

收
入
印
紙

2022年 9月 1日
至 2023年 8月 31日

内 訳

1ヶ月 ~~収入税~~ 消耗
¥ 80,000 + 10% 8,000 = 毎月 ¥ 88,000

備考 この領收証は二年間通用致し金銭の受授については最も必要なものでありますから大切に保管して下さい。

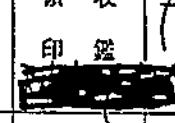
契 約 事 項

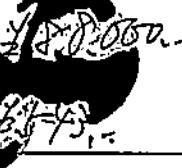
1.

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 末 日限りこの領収証
と共に相違無く持参の事を確約致します。

田辺 様

之年 9月分	之年 8月末日 受取りました	領 収 印 鑑	1,000.00
之年 10月分	之年 9月30日 受取りました	領 収 印 鑑	1,000.00
之年 11月分	之年10月31日 受取りました	領 収 印 鑑	1,000.00

2年 12月分	2年/月30日 受取りました	領 収 印 鑑	 
2年 1月分	2年/2月28日 受取りました	領 収 印 鑑	 
3年 2月分	3年 /月30 日 受取りました	領 収 印 鑑	 

3年 3月分	3年 2月28日 受取りました	領 収 印 鑑	 
3年 4月分	3年 3月31日 受取りました	領 収 印 鑑	 
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	

預り金3万円以上
書類
紙17の2印紙
有17の1印紙
(住主保証免除外)

店舗賃貸借契約書

所在	地	朝霞市立原1丁目7番17号		
名称・番号	丸尾ビル	3階 301号室		
面積				
構造	鉄筋造 普建棟			
賃料	(うち消費税6,000円也) 毎ヶ月 25,000円也	管理費 共益費	(うち消費税 4,000円) 金 5,000円	
保証金 敷金	(うち消費税.....円也) 金 400,000円也	金	(うち消費税.....円也) 金	円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に供することを禁する。口本証をもって預り証とする口別紙預り証を発行する

貸主 丸尾建設株式会社 (以下甲と称す)

借主 田辺洋 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借貸を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は平成24年9月1日より平成25年8月31日迄向う3ヶ月間とする。但し期間満了の場合は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 完 翌月1日迄に甲方に持参し支払うこと。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様等の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て ~~歩道~~ 延以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対し明渡を求めることが出来る。

- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 3) 乙が賃料の支払を / ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借買の支払を怠つた時は、貸主は 金をもってこの弁済に充当することができる。

第 9 条 乙の都合により本契約を解除する時は 3 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借買は期間に応じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降 3 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第 10 条 運営保証人は乙と運営の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特 約 条 項)

別紙の通り、後よりへす有り

（保証金においては、貸却無しとする）

更新料金の支手といた

更新料金は年数料12,000円と消費税のみ有り

上記契約の証として、本契約書を 通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

平成 29 年 8 月 日

丸尾建設株式会社

貸 主 住 所

代表取締役

尾幸和

氏 名(甲) 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

借 主

現住所 埼玉県朝霞市三原1-12-24

氏 名(乙) **田中 亮**

現住所 [REDACTED]

運営保証人

氏 名 [REDACTED]

() 第 号

取引業者 住 所

[REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

取引主任者

第 号

[REDACTED]

[REDACTED]

貸室賃借契約書

- 第10条 乙は、本物件の使用につき、次の行為を行つてはならない。
 ①本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 ②本物件又は本物件の周辺において、署名をかく粗野者若しくは乱暴な言動を行ふこと。
 ③本物件を示すことで反社会的勢力を宣傳せしめること。
 ④本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復推進して反社会的勢力を出入りさせること。
 ⑤正直の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして大抵等の動物を飼育すること。
 ⑥火災等危険を引き起す恐れの有るごとく。

所在地 〒552-0023(アリミニレ)

住宅の一部 2階 廉 / 室(5.11号室) 契約人員

賃料一ヶ月金 5,000円(税込)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記各項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月30日迄の間を更新することが出来る。

第2条 乙は毎月分の賃料を毎月1日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うことを条件として、乙は甲に付与した場合は禮料金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 貸室は現状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文章による承諾をなして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸或いは本物件の改修用と見て(口頭却有りの場合は)賃金、保証金より、尚、明け渡しの際は原状回復するものとする。

第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は、前記に通告し、期間終了と共に賃料を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的損害は乙に完全に賃貸をした時に乙は完全に賃貸をした時に生じる時は甲乙協議の上、定めるものとする。

第5条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害賃貸をしなければならない。

第6条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盜難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。

第7条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、賃金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基に施設内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却部分の上賃料に充当するも異難なきこと。

第8条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に對し、次の各号の事項を確約する。
 ①自らが、暴力団関係企業、経営者又はその構成員(以下總称して「反社会的勢力」という)ではなく、甲は立会の基に施設内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却部分の上賃料に充当するも異難なきこと。
 ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいう)が反社会的勢力ではないこと。
 ③反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものではないこと。
 ④自ら又は第三者に對する脅迫的又は暴力を威嚇する行為をして相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

- 第11条 甲又は乙は、本物件について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
 ①第9条の確認に反する事實が判明したとき。
 ②契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 ③又、乙が本契約項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除する事が出来る。

- 第12条 乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日至までに支払い精算し、その証明書或いは領收証を甲に提出しなければならない。

- 第13条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとす。

- 第14条 本件に關し紛争を生じた場合は、当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

- 第15条 特約条項 / お読み下さい事項あり ①、⑤
 ② その他 共同住宅管理委員会規約

- 第16条 本契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

- 令和2年8月31日
 貸主(甲) 住 所 丸尾建設株式会社
 借主(乙) 住 所 佐野市三原町888番地
 連帯保証人 住 所 佐野市三原町888番地
 仲介人 住 所 佐野市三原町888番地
 取引主任者 登録番号 第 号 氏名

- 敷金・保証金預り証
 金 20,000円也 口敷金・口保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。

- 貴殿との本契約解約に際し本物明け渡しの際、貴殿が本賃貸に關する一切の債務を清算したのちに間違いないなく御返し致します。

- 尚、上記金額に対し賃料に充當又は、貴殿の債務支払い並びに賃料に充當される事は、固くお断り申し上げます。

別紙特約事項

- 一 本契約は一年契約であるも但し一時賃契約とすること。
- 二 本契約期間が満了し更新契約する場合物価事情や近隣との比較等により賃借料の値上がりすることあり(甲乙合議の上)
- 三 参 水洗トイレ・壁・床・窓・流し等付帯設備に関して不注意による故障修理は一切(乙)の負担とする。
- 四 四 借主(乙)は賃室の内外に釘打ちや接着剤等で物品取付けは絶対しないものとする必要の場合は必ず貸主(甲)の許可を得てやることでないと(第六条に該当する)
- 五 五 本契約解除等の際(乙)は賃貸の設備は現状の状態に戻し金銭等の要求は一切せず無条件にて(甲)に明け渡すこと。

丸尾ビル二〇一室

平成二年八月三十日
令和

住所
賃主(甲) 氏名

丸尾建設株式会社
代表取締役 丸尾泰輔
埼玉県朝霞市元子母八番地

住所
借主(乙) 氏名

物主 学東市中三郎
印 12/24